

部落改良施設獲得闘争に関する件

提 出 九州地方懇議会

(一) 全国に散在する六千部落三百萬と稱せらるる吾々被压迫部落大眾は、政治的・社会的・經濟的にも文化化的にも極めて低い劣悪悲惨な生活に喫き落されてゐる。しかも今日に於いてそれはヨ汚いから、食乞だから、学校がなければ、いからかといふ差別の口実にさえなされてゐる。

然し斯かした吾々の状態を作りだした原因は、吾々の責任に帰せらるべき性質のものでは済じてなく、全く差別迫害の結果が

吾々を此処に追ひ込んだのである。試みに想ふても見よ！徳川封建政府の階級政策のギセイに供され、制度上に人間外の人間としての烙印を灼きつけられ、如何に言語にて如何なる迫害に處せられて來たことか。而してまだ四民平等の美名のもとに三大義務と引換へに出された明治四年の解放令が景し六十億円以上にある、也大多額の日秋糧代

償金を今へ、また旧藩林・旧知行地を今へて、封建的支配者より資本主義的支配者にゆきしめ、おまけにその上層階級は華族令に依つて政治的特権を之今へられた。また一般農民に対しても土地券を下附して保護を加へた。それにも拘らず吾々部落大眾に対しては、解放令と引替へに三大義務を新たに擔はせ、昔から之權利的専業を産業資本家に奪取ししめ、何等の保護政策を執らなかつたのみか却つて窮地に陥れる結果を作り出した。

(二) だが大正七年八月全国的に勃発した米騒動に際して多數の吾々兄弟が参加した、めど部落大眾が常日頃内抱してゐる不平不満と反抗が何時かはまだ爆發し一般労働大眾の解放運動に合流することの必然性を知つた

支配階級は極度に怖れて、部落大眾の懷柔策として大正九年に初めて四万三千円の地方改善費を支出し、更に大正十一年に起されを吾が全国水平社運動が燎原の火の如く瞬く間に発展した勢ひに驚き翌年十二年度には地方改善費を一躍四十九万一千円に増額し爾後毎年五十万円以上を国庫より支給してゐる。

而して地方改善費は国庫の五十万円と各府県の同額支給で合計約百万円以上が毎年出されをねらが、その約五割は平沼謙一郎老盟主とする中央融和事業協会並に全国三十八の反動融和団体に対する融和機関獎勵賞と、吾々兄弟の中から裏切者融和屋の忠僕をつくるための日育英奨励賞に力入メとられてゐる。之等インチキ支出を禁止されすれば現状地元負担でやらせられる